

会議の開催結果

1 会議の名称	手話言語条例検討プロジェクトチーム会議
2 会議の開催日時	令和7年1月31日（金）10:00～11:45
3 会議の開催場所	市役所 議会棟3階 第2委員会室
4 出席者名	・委員 西山幸代、稲川智美、堤日出喜、大貫田鶴子、吉村豪介、佐藤真実、関ひろみ、土橋勇司、都築龍太、久保美樹、高柳俊哉、江原大輔 ・関係団体 さいたま市聴覚障害者協会・川津雅弘会長 さいたま市手話通訳問題研究会・佐藤宮子運営委員長 ・議会局職員
5 欠席者名	なし
6 議題及び公開又は非公開の別	議題 ・関係団体からの意見聴取 ・条例の素案（たたき台）の修正について 公開・非公開の別：公開
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	5人
9 審議した内容	・関係団体からの意見聴取 ・条例の素案（たたき台）の修正について
10 問合せ先	議会局 議事調査部 調査法制課 電話：048－829－1758
11 その他	※議事の概要は、別紙のとおり

議題

1 関係団体からの意見聴取

さいたま市聴覚障害者協会（以下、協会）の川津雅弘会長から、埼玉県内の手話言語条例の制定状況、手話の歴史的経緯、手話の現状、条例の必要性について説明等を受けた後、川津雅弘会長及びさいたま市手話通訳問題研究会（以下、研究会）の佐藤宮子運営委員長から条例素案骨子についての意見を伺った。

○協会及び研究会からの条例素案骨子についての意見

- ・「第2条 定義」について、「手話通訳士等」を「手話通訳者等」に変更してもらいたい。手話言語は地域によって語彙が異なる。（一例として、さいたま、浦和、といった地名の表し方も全国とさいたま市では異なる）手話通訳士の資格があればよいというわけではなく、地域で活動している（その地域の手話言語に詳しい）手話通訳者である必要がある。
- ・「第5条 市民等の役割」と「第7条 手話通訳の派遣」について、習得している手話技術のレベルや資格により求められる役割が異なるので、条例において役割を明確化してほしい。例えば、「第7条(5) 災害時における支援に関する施策」について、熊本市の条例を参考にしていると思うが、熊本市の条例では、「手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員及び盲ろう者通訳・介助員」と規定している。素案では「手話通訳士等」となっているが、高位の資格が無くても手話奉仕員で対応できる場面もあると考える。どの場面でも「手話通訳士等」を派遣するというものではないので、しっかりと区別をしてもらいたい。
- ・条例制定後の協議の場としての委員の選出においては、地域で活動している団体・人が選出されるような要綱としてもらいたい。

○研究会からの条例素案骨子についての意見、補足説明等

・手話通訳者の定義について

市内で「手話通訳士」として活動することは殆どない。地域によって必要な語彙、使われている語彙が異なるので、実際に通訳として地域で活動しているのは「手話通訳者」のため、条例でも実情に沿うように「手話通訳者」としてもらいたい。

- ・「手話通訳者」が注目されるケースが多いが、あくまで主体は「きこえない人」である。手話言語条例の制定は、きこえない人も聞こえる人もともに暮らしやすい共生社会の実現に資すると考えている。

＜質疑応答＞

（西山幸代会長）

・国において超党派の国会議員連盟による「（仮称）手話施策推進法案」の制定に向けた動きについての新聞報道があり、報道によれば法案の内容は、当プロジェクトチームで検討している「さいたま市手話言語条例素案」と重複する部分もあると想定されるが、仮に法律が制定された場合はどのような考えを持っているか。

（川津雅弘会長）

・法律は必要と考えるが、それと並行して自治体に根差した理念を持つ条例の制定も必要と考える。さいたま市で生活する人達、誰もが住みやすいまちづくりをするための条例が必要であると考えます。

（久保美樹委員）

・手話表現には地域性があるという話だが、手話表現に限らず他の自治体と異なるさいたま市特有の事項は何かあるか。

（佐藤宮子運営委員長）

・さいたま市は他の自治体と比較して積極的に手話に関する施策を行っているにも関わらず、手話言語条例が無いことに矛盾を感じる。

（川津雅弘会長）

・手話への市民の理解がまだ足りないと感じる。教育の現場で手話やきこえない人に対する理解をより進めてほしい。

（土橋勇司委員）

・ろう者に対して「手話ができてカッコいい」という主旨を伝えることは、失礼には当たらないか。

（川津雅弘会長）

・私個人は失礼とは思わないが、その様に言われたら「ぜひ手話を覚えてくださいね」「きこえない人のことも知ってくださいね」と返すと思う。

（佐藤宮子運営委員長）

・「カッコいい」と思われることは、手話が社会に広まっていく一助となると考える。

（土橋勇司委員）

- ・ 言語である手話を学校で学ぶ機会は、条例の有無にかかわらず必要であると考える。
- ・ 災害時や防災・防犯において課題であると認識している。書いてあるものであればろう者も理解できるものだと思っていたが、手話の文法が異なるため、書いてあることをそのまま理解することはできないことを先日川津会長から教えてもらった。防災ガイドブックに限らず、ろう者向けの各種ガイドブックを作成している他自治体はあるか。

（川津雅弘会長）

- ・ 協会及び研究会で作成した独自の手話動画付きの防災ガイドブックを作成しているところは、県内ではさいたま市のみである。他の地域では、さいたま市に倣いたいと言っている。能登地震ではFAXやテレビ等の字幕では情報伝達が不十分で、手話動画を載せたLINEで情報発信を行い避難につながったと聞いている。可能であれば地域で手話を覚えていただき、災害時には情報を伝えてほしい。

（土橋勇司委員）

- ・ 手話動画付きの防災ガイドブックを作成するのに要した費用は、さいたま市からの予算ではなくて関係団体からの持ち出しだったのか。

（川津雅弘会長）

- ・ さいたま市のふれあい福祉基金と協会からの資金で作成し、配布した。

（高柳俊哉委員）

- ・ 手話奉仕員と盲ろう者通訳・介助員のそれぞれの違いや役割を教えてほしい。

（川津雅弘会長）

- ・ 手話奉仕員は、きこえない人の日常生活のコミュニケーションができるが、医療等の情報は手話通訳できない者である。盲ろう者通訳・介助員は、耳がきこえないほかに視覚に障害のある人に対して、触手話を用いてコミュニケーションをする者で、周辺情報を伝えながら介助する者である。

（高柳俊哉委員）

- ・ 学校での手話学習について、学校へ協会から人を派遣することはあるのか。

（川津雅弘会長）

- ・ 学校では手話のカリキュラムは無いと思うが、「総合的な学習の時間」とし

て小学校等から協会へ依頼があり派遣することはある。きこえない人とのコミュニケーションについてミニ講演をした後、あいさつや日常生活で使うような手話の指導を依頼があったときに行っている。全ての学校で行えたらよいが、手話通訳者等の人材確保に課題がある。

2 条例の素案（たたき台）の修正について

○資料 2－1、2－2 について

（江原大輔委員）

- ・ 日本共産党の意見理由の「当事者」とは、何を指すのか。

（久保美樹委員）

- ・ ろう者、手話通訳者等の関係者を想定している。

（江原大輔委員）

- ・ ろう者、市民の意見をまだ聴いていないので、「当事者」の使い方は今後整理していったほしい。

○意見番号 1 について

（土橋勇司委員）

- ・ 学校の定義等について、関係各所と調整が必要と考える。

（久保美樹委員）

- ・ 学校を特出してしまうと、病院等他の機関についての条項を盛り込む必要が出てくることを考える。たたき台に学校を含め広く網羅されていることが担保されていれば、このままでよいと考える。学校を入れるなら他の機関についても検討を要するものとする。

（江原大輔委員）

- ・ 音声認識の技術が発展し、病院は基本的にそれを使う。学校は、情報伝達ではなくて、コミュニケーションで使うと思うので手話を使用する目的が異なると思う。メインはコミュニケーションであると思うので「学校における理解の促進」は入れた方がよいと思う。

○意見番号 2 について

（久保美樹委員）

- ・ 見直し条項は、是非入れた方がよい。

○意見番号3について

(土橋勇司委員)

・財政上の措置の文言については、重要なことなので精査しないといけない。当事者の思い尊重するということであれば、①という選択もあるのでは。

(久保美樹委員)

・前回配られた資料に基づき意見を述べた。現実を見た場合、①は前例もなく②が妥当ではないかと判断した。

○その他の意見

(江原大輔委員)

・第7条の「(5)災害時における支援に関する施策」と「(4)手話通訳士等の確保及び養成のための施策」の順番を入れ替えた方が、「手話通訳士等の確保及び養成のための施策」の説得力が増すと思う。

各会派に持ち帰って条文案等について検討してもらい、次回の会議で条文案等について審議することになった。

3 次回会議の開催日程

2月定例会中に開催することで決定。